

福島県中小企業 特別高圧電気料金 支援事業のご案内

申請受付期間

11月4日(火) 11月28日(金)

電気料金高騰によって厳しい経営状況に置かれている福島県内の中小企業を対象として特別高圧電気料金の一部を支援します。

補助対象期間・支援金額

令和7年 7月、9月使用分

1kWh
あたり **1.0円**

令和7年 8月使用分

1kWh
あたり **1.2円**

補助対象となる事業者

特別高圧電力を利用している事業
所を有する県内中小企業

又は

特別高圧電力を利用している県内
の商業施設等に入居している中小
企業のテナント

申請方法

所定の様式による「郵送」または「電子申請」のみ受け付けます。詳細については福島県企業立地課ホームページを御確認ください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021a/ehv-subsidy.html>

福島県 特別高圧

検索



お問い合わせ

申請書類送付先

福島県商工労働部企業立地課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16

電話 024-521-8361

受付時間 9:00~16:00 (土日祝日を除く)

支援対象事業者

福島県内に事業所を有し、以下の 1 から 2 に掲げる要件を満たす者としす。

1 電力会社との間で特別高圧電力契約を締結 又は 商業施設等で特別高圧電力を使用する中小企業（みなし大企業を除く中小企業者及び小規模企業者）

※契約種別が特別高圧電力であることが確認できる資料及び電力使用量が確認できる資料等を提出していただきます。

中小企業	業 種	中小企業者		小規模企業者
		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
中小企業	① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）	3 億円以下	300 人以下	20 人以下
	② 卸売業	1 億円以下	100 人以下	5 人以下
	③ サービス業	5,000 万円以下	100 人以下	5 人以下
	④ 小売業	5,000 万円以下	50 人以下	5 人以下

みなし大企業

- ① 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の 3 分の 2 以上を複数の大企業が所有している中小企業者

2 次の（a）から（k）に掲げる「中小企業特別高圧電気料金支援補助金の交付を受ける者として不適当な者」のいずれにも該当しない者

- 国又は地方公共団体が運営する者。
- 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第一に規定する公共法人。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条により定める事業を営む者。
- 政治団体、宗教上の組織又は団体。
- 国又は県による電気使用料の負担軽減に関する他の補助金等を受給している者。
- 発行済株式総額の 25 パーセント以上を福島県が保有する者。
- 県税の未納がある者。
- 法人等（個人または法人をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、または法人等の

- 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。
- 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしている者。
- 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者。
- 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有している者。

※本事業への申請に際しては、「福島県中小企業特別高圧電気料金支援補助金に関する誓約書」の提出を必須とします。

申請書類

申請様式については、福島県企業立地課ホームページからダウンロードしてください。

書類の名称	申請方法	直接申請する場合		特別高圧受電施設のオーナー企業等がテナント分をまとめて申請する場合
		自ら特別高圧電力の受電契約を締結する事業者	特別高圧受電施設に入居している事業者	
交付申請書兼請求書（様式第 1 号）		●	●	—
交付申請書兼請求書（様式第 2 号）		—	—	●
テナントの同意書（様式第 3 号）		—	—	●（テナント分）
誓約書（様式第 4 号）		●	●	●（テナント分を含む）
★契約種別が特別高圧電力であることが確認できる資料		●	●	●
電力使用量が確認できる資料		●	●	●
★特別高圧受電施設へ入居していることがわかる書類		—	●	—
★登記事項証明書（法人のみ）※発行日から 3 か月以内のもの		●	●	●（テナント分）
口座番号及び口座名義人を確認できる書類		●	●	●

★の書類については、第 5 次公募（2025 年 1～3 月利用分、受付期間：令和 7 年 5 月 19 日～令和 7 年 6 月 25 日）申請時に提出しており、内容に変更がない場合は省略可能です。